



市長ノ奥ノ報告と信所

# 予算・一般議案41件を議決

令和6年第3回(9月)市議会定例会は、9月3日から30日までの28日間にわたり開かれました。今回、市長から提出された議案は、予算議案5件、条例議案および決算認定議案など的一般議案40件の合計45件で、決算認定議案を除く41件は、審議の結果、いずれも原案どおり可決・同意されました。なお、決算認定議案4件については、決算審査特別委員会が設置され、閉会中の継続審査となりました。

## 補正予算議案

一般会計は、6億8千869万9千円の追加で、その主な内容は次のとおりです。

- ・令和7年夏に予定されている川口市パスポートセンターの西川口駅前分室移転に伴い同施設を改修するための経費。
- ・18歳以上40歳未満のAYA世代の終末期がん患者にかかる在宅療養に必要な生活支援費用の一部助成を行い、患者および家族の経済的負担の軽減を図るための経費。
- ・川口緑化センター内レストランおよび軽食コーナーの事業者の撤退に伴い、新規事業者の募集に合わせ老朽化した設備や内装の改修などを委託するための経費。

特別会計は、3会計、6千59万3千円の追加および財源更正で、その主な内容は次のとおりです。

## 一般議案

- ・国民健康保険事業特別会計において、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、資格確認書発行機能追加などのシステム改修を行うための経費。
- ・企業会計は、水道事業で、2億500万9千円が減額されました。

主なものは次のとおりです。

### 条例議案

- ◆川口市立小中学校在り方審議会条例  
川口市が設置する小学校および中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、川口市立小中学校在り方審議会を設置し、その組織および運営に関し必要な事項を定めるもの。
- ◆川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

社会経済情勢の変化に伴う廃棄物の処理に要する費用の高騰に鑑み、受益者負担の適正化を図るため、家庭系廃棄物のうち市の処理施設では処理を行わない一般廃棄物の処理に関する手数料の見直しを行うもの。

・・・ほか3件

### 契約議案

- ◆工事請負契約の締結について

- ・上青木住宅改築工事(1工区)
- ・上青木住宅改築工事(2工区)
- ・上青木住宅改築工事のうち電気工事
- ・上青木住宅改築工事のうち設備工事
- ・南消防署機能移転に伴う車庫棟新設工事及び横曽根分署改修工事
- ・青木町公園総合運動場野球場人工芝改修工事

### 財産の取得議案

- ◆財産の取得について

- ・GIGAスクール端末
- ・新学校給食センター整備事業用地

### 訴えの提起議案

- ◆訴えの提起について

- ・支払督促の申立て
- ・奨学資金貸付金回収金の請求
- ・・・ほか8件

### 和解議案

- ◆和解契約の締結について

- ・学校施設における負傷事故

## 広域連合規約の変更議案

◆埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

## 市道路線の認定・廃止議案

◆市道路線の認定について

・芝第78-1号線 ・ほか4路線

◆市道路線の廃止について

・戸塚第164号線

## 人事議案

(敬称略)

◆川口市教育委員会委員の任命同意に

ついて

千葉 彩香 (新任)

◆川口市公平委員会委員の選任同意に

ついて

植木 竜太 (新任)

◆川口市固定資産評価審査委員会委員

の選任同意について

花村奈生子 (新任)

◆人権擁護委員の候補者の推薦について

落合 和弘 (再任)

矢作 雅美 (再任)

## 議会人事

閉会中の継続審査となった決算認定議案の審査を行うため、「一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会」および「企業会計決算審査特別委員会」をそれぞれ設置しました。

(◎印は委員長、○印は副委員長、敬称略)

【一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会】

◎青山 聖子、○福森 悦子、

松本 英利、益田みなみ、

飯塚 孝行、牛嶋 宏一、

菅野 静華、古川 九一、

若谷 正巳、松本 進、

金子 幸弘、最上 祐次、

碓 康雄

【企業会計決算審査特別委員会】

◎松津 由徳、○板橋 博美、

松浦 洋之、荻野 梓、

奥富 精一、後藤 留美、

ふじしまともこ、藤田みつぐ、

杉本 佳代、幡野 茂、

石橋 俊伸、吉田 英司、

木岡たかし

インターネットで  
本会議の様子が  
ご覧になれます。  
市議会ホームページから  
アクセスを。




埼玉県議会からのお知らせ  
県議会広報番組  
「こんにちは県議会です」  
テレビ埼玉(地デジ3ch)にて放送中

※詳細は県議会ホームページをご確認ください。

問い合わせ…議会事務局 ☎048-257-1405  
FAX 048-257-5500

# 知ってほしい/ ヤングケアラーのこと

～埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定めています～

## ヤングケアラーとは…

本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のことです。ヤングケアラーは、家族のためにさまざまなケアを担っています。



### 例えば

病気や障害のある家族に代わり、家事をしている。



### 例えば

目が離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている。



### 例えば

日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



## どんな影響があるの？

家族の手助けをすることは素晴らしいことですが、その負担が大きい場合には、右記のような影響が出てくる可能性があります。

- 学業への影響 遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れなくなる など
- 友人関係への影響 友達とコミュニケーションを取る時間が少なくなる など
- 就職への影響 自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう など

## 本市の取り組み

- 相談専用ダイヤル 家族のケアで悩んでいる子どもや、ヤングケアラーかもしれない子に関する相談を受け付けています。 ☎048-259-9041
- 家事等支援事業 ヤングケアラーに代わり家事などを行う訪問員を派遣します。
- 支援金の支給 小・中学生に月額5,000円、高校生に月額15,000円を応援金として支給します。



▲詳細は市ホームページをご確認ください

「困っていることがある」「誰かに話したい」「あの子の様子が気になる…」と思ったら、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。  
問い合わせ…子育て相談課 ☎048-259-9005 FAX 048-252-7776

11月5日(火)～7日(木) 第一本庁舎1階 多目的スペースで、ケアラーに関するパネル展を行います。

問い合わせ…福祉総務課 ☎048-259-7292 FAX 048-255-3188